

秋田市旅館業法施行条例の規定に基づく主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設の指定

平成25年4月1日

告示第104号

秋田市旅館業法施行条例（平成15年秋田市条例第15号）第3条第1項第4号の規定に基づき、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（専門課程のみを置くものを除く。）および同法第134条第1項に規定する各種学校
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設のうち青少年教育施設およびスポーツ施設
- 3 児童相談所
- 4 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校
- 5 勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条第1項に規定する勤労青少年ホーム
- 6 公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園を除く。）